

松江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(種類及び金額) 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (13 の 2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条の規定が適用される建築物で、建築確認若しくは審査を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(同法第 18 条第 2 項若しくは第 30 条第 8 項(同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第 10 条第 9 項若しくは第 54 条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)の完了検査申請又は工事完了通知手数料 <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号)第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価(特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に</u>	(種類及び金額) 第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (13 の 2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条の規定が適用される建築物で、建築確認若しくは審査を受けた建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(同法第 18 条第 2 項若しくは第 30 条第 8 項(同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第 10 条第 9 項若しくは第 54 条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)の完了検査申請又は工事完了通知手数料_____

規定する特定建築行為をいう。)に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けた住宅に係る完了検査申請又は工事完了通知手数料を除く。)に加算する手数料 次の表のとおりとする。

区分	単位	手数料の額
略		
2 建築物が住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令_____(以下この号において「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。)を有する場合		
略		

(13 の 3)～(64 の 5) 略

(64 の 6) マンション管理計画認定(更新)申請手数料

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号。以下この号において「法」という。)第5条の13 第 1 項(法第5条の16 第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定によりマンションの管理に関する計画(以下この号において「管理計画」という。)の認定を申請し、又は認定の更新を申請する

____に加算する手数料 次の表のとおりとする。

区分	単位	手数料の額
略		
2 建築物が住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 基準省令 _____(以下この号において「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。)を有する場合		
略		

(13 の 3)～(64 の 5) 略

(64 の 6) マンション管理計画認定(更新)申請手数料

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号。以下この号において「法」という。)第5条の3 第 1 項(法第5条の6 第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定によりマンションの管理に関する計画(以下この号において「管理計画」という。)の認定を申請し、又は認定の更新を申請する

場合 1 件につき 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額			場合 1 件につき 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額		
法第 91 条に規定するセンターが交付した法第 5 条の 14 各号(法第 5 条の 16 第 2 項の規定により準用する場合を含み、法第 5 条の 14 第 4 号に掲げる基準のうち都道府県等マンション管理適正化指針に関するものを除く。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	略	略	法第 91 条に規定するセンターが交付した法第 5 条の 4 各号(法第 5 条の 6 第 2 項の規定により準用する場合を含み、法第 5 条の 4 第 4 号に掲げる基準のうち都道府県等マンション管理適正化指針に関するものを除く。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	略	略
略			略		
(65)～(91) 略			(65)～(91) 略		
2 略			2 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 64 号の 6 の改正規定は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。